

豊田工業大学
ステークホルダーからのハラスメントに関する基本方針

1. はじめに

大学におけるステークホルダーは、学生やその父母等、卒業生、受験生、寄付者、近隣住民等多岐にわたり、これらの方々と良好な関係を築くことは大学の発展に不可欠です。このような大学独自の多様な関係性を考慮し、豊田工業大学（以下、本学という。）では、いわゆるカスタマーハラスメントを「ステークホルダーハラスメント」として対応に取り組みます。

大学には構成員（職員や学生等）の権利を守り、適切な就業環境を提供する責務があります。本学は、ステークホルダーからのハラスメントへの対応方針を公表することにより、本学の構成員の教育研究及び就労における環境を保護し、安全で快適な学内環境の確保に努めます。ひいては、すべてのステークホルダーとの間に、より強固な相互信頼関係を築くことを目指します。

2. 大学におけるステークホルダーからのハラスメントの定義等

本学では、以下の3つの要素をすべて満たすものをステークホルダーからのハラスメントとします。

(1) 定義

- ①本学のステークホルダー（学生・受験生及びこれらの父母等・家族・保証人、卒業生、寄付者、大学主催のイベントへの参加者、施設利用者、研究連携・社会連携における関係者、取引先の関係者、近隣住民等、大学の研究活動・事業活動における利害関係者の全て）の言動であって、
- ②本学の構成員が従事する職務等の性質その他の事情に照らして、社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
- ③本学の構成員の就業環境等が害されるもの。

なお、キャンパスにおける行為のほか、学外又は勤務時間外における行為であっても、それが就労等の環境に影響を及ぼす性質のものは、これを含むものとします。

(2) 具体例

以下はあくまで例示であり、これらに限られるものではありません。

- ①大学の入学・進学・成績評価・単位認定・奨学金制度の適用その他大学事業運営に関して、公平・公正な評価・運営をゆがめるような「特別扱い」を要求する。
- ②大声で怒鳴る、机を叩く、威嚇するなどの暴言・暴力行為を行う。
- ③本学の構成員の人格を否定するような言動を行う。
- ④合理的理由なく特定の職員との面談や謝罪を執拗に求める。
- ⑤長時間にわたり面談・電話で職員を拘束する。

⑥本学の構成員の生命や身体等への危害をほのめかす、または大学施設への危害を告知（爆破予告や不法侵入の予告等）する。

⑦SNS 等のインターネット上に大学や構成員を誹謗中傷する投稿を行う。または、そのような投稿をすると主張する。

3. 本学における基本方針

- (1) 本学は、学生への教育研究環境の維持及び向上のため、また、職員に対する安全配慮義務を尽くす見地から、「ステークホルダーからのハラスメント」を放置せず、組織として毅然と対処します。
- (2) 本学は、大学のステークホルダーからの各種意見・要望・要求に対しては、理性的に対処することを旨とするとともに、正当な意見・要望・要求については、大学運営の重要な改善機会として受け止めます。特に、学生に関しては、より良い環境で適正な教育を受けることができるよう最大限の配慮を行います。一方で、本学において、「ステークホルダーからのハラスメント」に該当すると判断した場合には、事案に応じて警察や外部専門家（弁護士等）と連携の上、組織として対応を行います。
- (3) 本学は、「ステークホルダーからのハラスメント」に関し、対応マニュアル・対応フロー等を整備し、職員に周知・啓発するほか、相談窓口を設置し、相談に適切に対応するための体制を整備します。
- (4) 本学の構成員は、自らに対するステークホルダーからの言動が「ステークホルダーからのハラスメント」に該当すると感じた場合や、これらの言動により過度の心理的負荷を感じた場合には、遠慮することなく相談窓口にご相談します。
- (5) 職員は、本学の構成員に対するステークホルダーからの言動が、「ステークホルダーからのハラスメント」に該当すると感じた場合、「当該者を一人で対応させない」ように迅速に手を差し伸べたうえ、所定の対応マニュアル・対応フローに従って迅速に対応します。また、被害を受けた本学の構成員のメンタルヘルスケアにも意を払います。
- (6) 本学は、本学の職員が、社会通念上許容される範囲を超える言動を行い、身体的・精神的苦痛を与えたり、就業環境を害したりすることも容認しません。

4. 基本方針の見直し

本方針は、法律や条例の改正、学校を取り巻く環境の変化に応じ適宜見直しを行います。

2026 年 10 月 1 日 策定